

尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託仕様書

1 業務の目的

本市内には公共サインが多くあり、交通、施設、文化財、観光などの案内や、警告やマナー推進など多種多様であるが、設置後の経年劣化、情報の未更新、QRコード等の技術に未対応といった課題がある。

本業務は、本市が平成9年12月に策定した「さわやかまちかど整備計画」に定める「誘導サイン」を更新するものであり、地域の魅力ある景観の形成を誘導し、エリアブランディングの推進を目指して、デザインを統一したサインの再整備を進め、公共サインのデザインルールと適切な維持管理の仕組み並びに更新する仕組みを構築することを目的とする。

2 業務対象区域 尼崎市全域

3 業務委託期間 契約締結日から令和9年3月20日まで

4 提出物

(業務開始前)

- ① 業務実施計画書
- ② 工程表
- ③ 業務責任者届
- ④ その他本市が指示する書類

(打合せ時)

- ⑤ 前回の議事録
- ⑥ その他本市が指示する書類

(中間報告)

- ⑦ 公共サイン基本プラン概要書
- ⑧ 公共サイン設置費用概算書

(業務完了後)

- ⑨ 納品書
- ⑩ 成果品
- ⑪ 請求書
- ⑫ その他本市が指示する書類

5 技術者の配置

- ① 受託者は、本業務に関する統括及び業務責任者を選任し、本市の承認を得なければならない。
- ② 受託者は、本業務に関する実務担当者を選任し、本市の承認を得なければならない。

6 留意事項

- ① 現地調査は、受託者の責任で適時実施すること。

- ② 本業務の実施に当たっては、業務開始前に提出する業務実施計画書及び工程表に従うものとする。
- ③ 業務の進捗状況報告及び業務内容の打合せは、原則月1回以上実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。
- ④ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は本市と協議するものとする。

7 業務内容

(1) 公共サインの体系整理

- ① 本市が設置している公共サインを体系的に整理すること。
- ② さわやかまちかど整備計画の「第3章誘導サインの整備マニュアル」に位置付けられるサインを上記で作成した体系に示すこと。
- ③ 本業務は公共サイン全般を対象としているが、②を重点的に検討を行う。

(2) 公共サインのうち、掲示するもの(以下「掲示板」という。)の仕様の提案

- ① 掲示板は、複数の施設の位置や案内、広告等を掲載できるように、一定の工作物の形態とすること。
- ② 各所に設置する掲示板が公共サインであることがわかるように、形態や色彩については統一したものとすること。なお、統一の単位として、市内全域での統一、鉄道路線ごとの統一、地域毎で色彩を変えての統一などについても提案すること。
- ③ 掲示板は維持管理や更新が容易にできる仕様とすること。
- ④ 掲示板に掲示する掲示物の更新が容易にできる仕様とすること。
- ⑤ 掲示板は維持管理、更新の簡易性を向上させるため、既製品の使用を奨励する。

(3) 公共サインのうち、掲載に係る内容(以下「掲示物」という。)のデザインルールの作成

- ① 掲示物の内容は、「さわやかまちかど整備計画」に定める「誘導サイン」の記載内容を参考に選定すること。
- ② 掲示物のデザインは全市で統一することを想定しているが、地域性を活かした一部デザインの変更は可とする。
- ③ ピクトグラム、QRコードの使用など、現代の各種技術に対応した仕様とすること。
- ④ 掲示物の情報更新が容易な仕様とすること。
- ⑤ 掲示物の維持管理や更新が容易な仕様とすること
- ⑥ 多言語への対応として、英語の併記を基本とすること。
- ⑦ 「駐輪禁止」、「喫煙禁止」や「トイレの案内表示」など、掲示板とは別に独立して設置することが多いサイン(以下「独立サイン」という。)のデザインルールも提案すること。
- ⑧ 当該業務において地図等の表記にデジタルサイネージの使用は想定していないが、将来的にデジタルサイネージでも活用できるものとする。

(4) 公共サインの掲出位置の提案

- ① 掲示板、独立サインの基本的な設置位置の考え方について提案し、下記の駅前に設置する掲示板及び独立サインについては、具体的な位置を提案すること。
 - 1) JR 尼崎駅北側ロータリー付近
 - 2) JR 尼崎駅南側ロータリー付近
 - 3) 阪神尼崎駅北側中央公園内

- 4) 阪神尼崎駅南側ロータリー付近
 - 5) 阪神大物駅東側出口付近
 - 6) 阪神出屋敷駅北側ロータリー付近
 - 7) 阪神出屋敷駅南側駅前広場付近
- ② 上記の1)から7)での公共サインの設置に際して、撤去が必要な公共サインを提案すること。
- (5) 公共サイン(掲示板及び掲示物)の設置時から維持管理し、更新するまでの間を確認する仕組みの提案
- ① 公共サイン(掲示板及び掲示物)を設置する際のデザインを確認する仕組みについて提案すること。
 - ② 掲示物のデザインの変更時にデザインを確認するための仕組みについて提案すること。
 - ③ 公共サイン(掲示板及び掲示物)の維持管理の仕組みについて提案すること。
 - ④ 公共サイン(掲示板及び掲示物)を更新する仕組みについて提案すること。
 - ⑤ 公共サイン(掲示板及び掲示物)のライフサイクルについてフローチャートを用いて提案すること。
- (6) 中間報告資料の作成
- 当該業務遂行にあたり、第1～4項の作成及び提案に先立ち、公共サイン(掲示板及び掲示物)の基本プラン概要書及び公共サイン(掲示板及び掲示物)の設置に係る概算費用書を作成して提出すること。
- (7) 「公共サイン設置及び維持管理マニュアル」の作成
- 当該業務内容に伴い策定、提案、構築、提案した内容を「公共サイン設置マニュアル」「公共サイン更新マニュアル」と体系付けて作成すること。

8 成果品

次に掲げる成果品を紙面で2部、データで1部提出とする。

- (1) 公共サイン設置及び維持管理マニュアル
- (2) 業務内容に伴う作成資料 一式
- (3) 打合せ議事録(要旨)

9 委託業務における遵守事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

(2) 著作権の帰属

本業務によって得られた成果品はすべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして他の目的に使用し、若しくは第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはいけない。

(3) 再委託について

- ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- ② 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託(第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。)することができる。
- ③ 受託者は、再委託の契約を締結した第三者(以下「再委託先」という。)に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- ④ 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- ⑤ 受託者は、委託者に対して、再委託先(二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。)が第2号(第4号で準用する場合を含む。)で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務(以下「再委託業務」という。)を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- ⑥ 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

以 上